

米国MLPファンド(毎月分配型)

Aコース(円ヘッジあり) 愛称:THE MLP A

Bコース(円ヘッジなし) 愛称:THE MLP B

追加型投信 / 海外 / その他資産



MLPを通じてエネルギーに関連する事業に投資

お申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは



りそな銀行

商号等:株式会社りそな銀行
登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号
加入協会:日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

埼玉りそな銀行

商号等:株式会社埼玉りそな銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号
加入協会:日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

■設定・運用は

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

商号等:ドイツ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号
加入協会:日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドの特色

1 エネルギー関連事業等に投資するMLP等を実質的な主要投資対象とします。

- MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)とは、米国で行われている共同投資事業形態の1つであるLP(リミテッド・パートナーシップ)のうち、総所得の90%以上をエネルギー関連事業等から得ており、かつ、その出資持分が金融商品取引所に上場されているものを指します。
- MLP等への投資は、RREEF・アメリカ・エル・エル・シーが運用するエネルギー・レポリューション・ファンドを通じて行います。

2 Aコース(円ヘッジあり)とBコース(円ヘッジなし)があります。

- Aコースは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。(ヘッジコストがかかる場合があります。)
- Bコースは、対円での為替ヘッジを行いません。そのため為替変動の影響を受けます。

(注1)販売会社によっては、Aコース、Bコースどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

(注2)各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

3 毎月決算を行い、収益分配を行います。

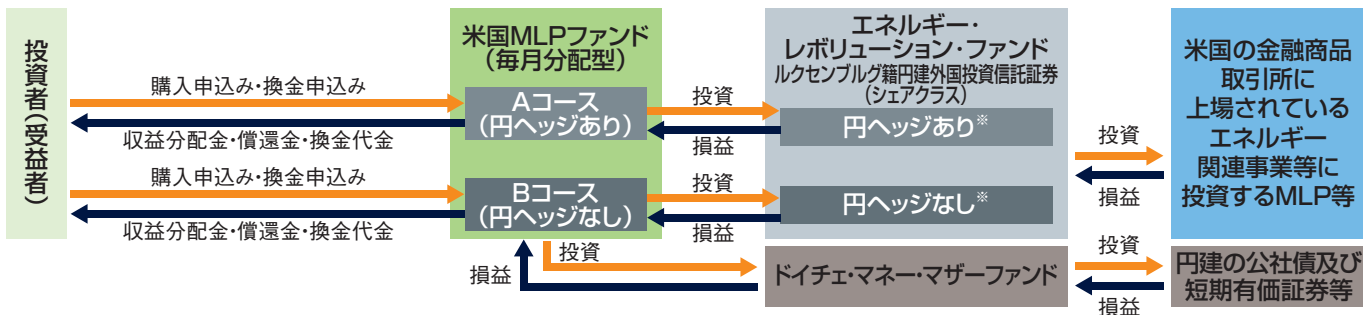
- 毎月19日(当該日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- 分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※後記「分配方針」及び「収益分配金に関する留意事項」をご参照下さい。

(注)市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ的方式で運用を行います。



※エネルギー・レポリューション・ファンドは、米ドル建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行う円ヘッジありクラスと対円での為替ヘッジを行わない円ヘッジなしクラスの円建投資信託証券を発行します。

RREEF・アメリカ・エル・エル・シーについて

RREEF・アメリカ・エル・エル・シーはドイツ銀行グループの資産運用部門の一員であり、グローバルに展開する運用会社です。不動産及びインフラストラクチャー関連証券を専門とするチームが北米、欧州、オーストラリア、アジアをカバーし、不動産やインフラストラクチャーに関連する取引、調査、運用、運用助言等を行っています。

<当資料で使用している指数等に関する留意事項>

当資料では、MLPはアレリアンMLPインデックス、米国リートはEPRA NAREIT米国インデックス、米国株式はS&P500種、米国ハイ・イールド債はICE BofAML US High Yield Constrained Index、米国国債はFTSE世界国債アメリカインデックスを使用しています。

■アレリアンMLPインデックスは、Alerianの商標であり、当該インデックスに関する全ての権利はAlerianに帰属します。
 ■EPRA NAREIT米国インデックスは、FTSEにより計算され、指数に関する全ての権利はFTSE及びNAREITに帰属します。“FTSE”は、ロンドン証券取引所とフィナンシャルタイムズ社の登録商標です。“NAREIT”は、National Association of Real Estate Investment Trusts(“NAREIT”=全米不動産投資信託協会)の登録商標です。
 ■“EPRA”は、European Public Real Estate Association(“EPRA”=欧州不動産協会)の登録商標です。それらは全てライセンスに基づいてFTSEが使用しています。FTSE、Euronext N.V.、NAREIT、並びにEPRAはいずれも、本商品の後援や推薦並びに販売促進を行うものではなく、本商品とのいかなる関連性もなく、何らその責任を負うものではありません。

■S&P500種は、スタンダード&プアーズが公表している株価指数で、米国の主要500社によって構成されています。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービス・エル・エル・シーに帰属しています。

■ICE® BofAML®はICE Data Indices, LLC又はその関係会社(以下、「ICE Data」といいます。)が権利を有する商標であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(以下、「当社」といいます。)は、ICE BofAML US High Yield Constrained Indexとあわせてその使用許諾を得ています。なおICE Dataは本インデックスが参照される可能性のある当社のいかなる商品についても当社についてもスポンサー、保証、販売、または販売促進を行うものではありません。ICE Dataは有価証券投資一般及びファンドへの投資の妥当性並びに本インデックスが証券市場一般の利回りに追従する能力について何ら表明又は保証するものではありません。

ICE Data及びそのサードパーティ・サプライヤーは、明示又は黙示を問わずいかなる保証も行わないものではなく、かつ本インデックス、本インデックスの値又は本インデックスに含まれるいかなるデータに関しても、一切の商品性又は特定の目的における適合性の保証を明確に否定します。ICE Dataは、いかなる場合においても、特別損害、懲罰的損害、直接損害、間接損害又は結果的損害(逸失利益を含みます)について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、一切責任を負わないものとします。

ICE Data Indices, LLC or its affiliates (“ICE Data”) own or have rights to the ICE® BofAML® trademarks and they have been licensed together with ICE BofAML US High Yield Constrained Index, for use by LICENSEE. Neither the LICENSEE nor the Fund is sponsored, endorsed, sold or promoted by ICE Data. ICE Data makes no representations or warranties regarding the advisability of investing in securities generally, in the Fund particularly, the Trust or the ability of the Index to track general stock market performance.

ICE DATA AND ITS RESPECTIVE THIRD PARTY SUPPLIERS MAKE NO EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, AND HEREBY EXPRESSLY DISCLAIMS ALL WARRANTIES OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE WITH RESPECT TO THE INDEX, INDEX VALUES OR ANY DATA INCLUDED THEREIN. IN NO EVENT SHALL ICE DATA HAVE ANY LIABILITY FOR ANY SPECIAL, PUNITIVE, DIRECT, INDIRECT, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING LOST PROFITS), EVEN IF NOTIFIED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

■FTSE世界国債アメリカインデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

MLPとは

- MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)は、米国で行われている共同投資事業形態の1つです。
- エネルギーインフラへの投資促進を目的として、1980年代に米国で誕生し、発展してきました。
- 金融商品取引所(ニューヨーク証券取引所、ナスダック等)で取引されています。
- 総所得の90%以上をエネルギー関連事業等から得ていることがMLPの要件です。
- 上記の要件を満たすと、原則として法人税が免除されることになっています。
- MLPは通常、収益の多くを分配しています。*分配金には税金が課されます。

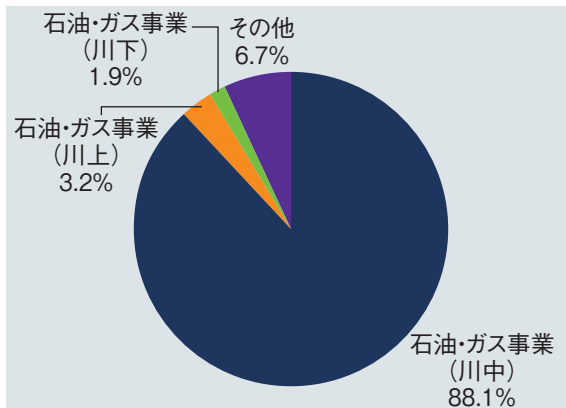


多くのMLPが投資するパイプライン事業

- MLPは、パイプライン等のエネルギー関連の流通(川中)ビジネスを中心に投資しています。

- ▶パイプラインとは、石油や天然ガス等の資源を輸送するための管路です。
- ▶パイプライン事業者の主な収益は、パイプラインを通過する資源の量と距離に比例した使用料です。資源の輸送量は、資源価格や景気に左右されにくい傾向にあります。
- ▶通常、パイプライン使用については長期契約が結ばれるため、安定的な使用料収入が期待できます。
- ▶パイプライン事業は投資額や規模の点から、新規参入が難しく、価格競争が起こりにくくなっています。

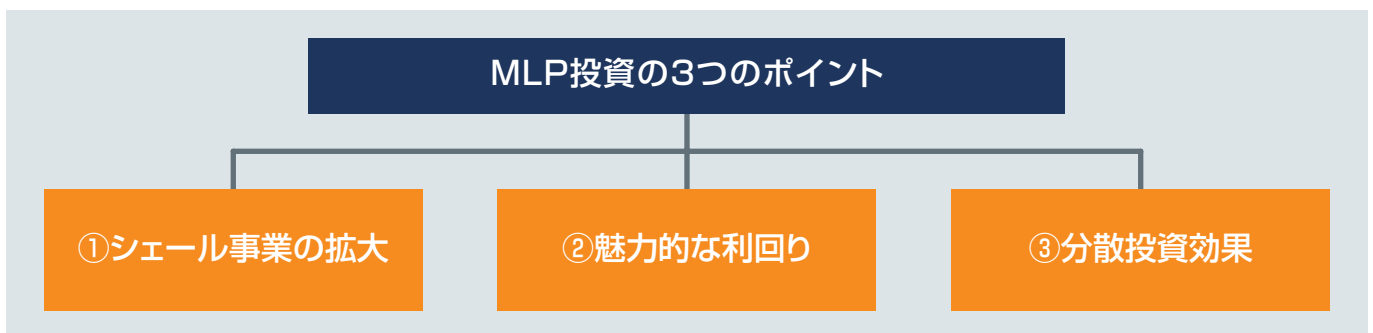
エネルギー関連MLPの業種別構成比率
(時価総額ベース、2019年1月末時点)



出所：NAPTP(米国公開取引パートナーシップ協会)のデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成
*端数処理の関係で、合計が100%にならない場合があります。

資源価格や景気動向による業績への影響が少なく、安定的な収益が期待できます。

*エネルギー関連事業の分類については、後記イメージ図をご覧ください。

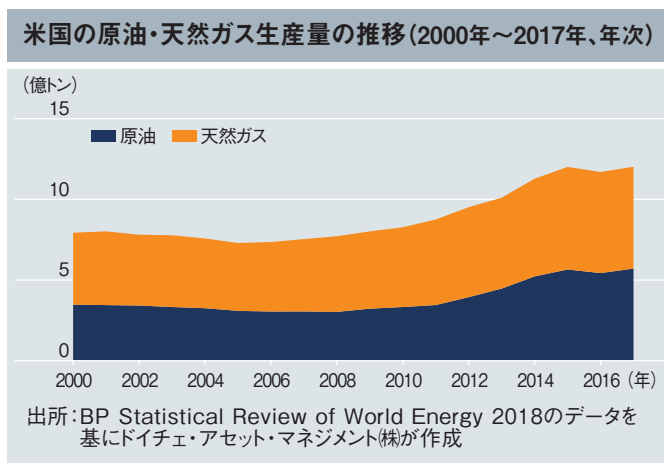
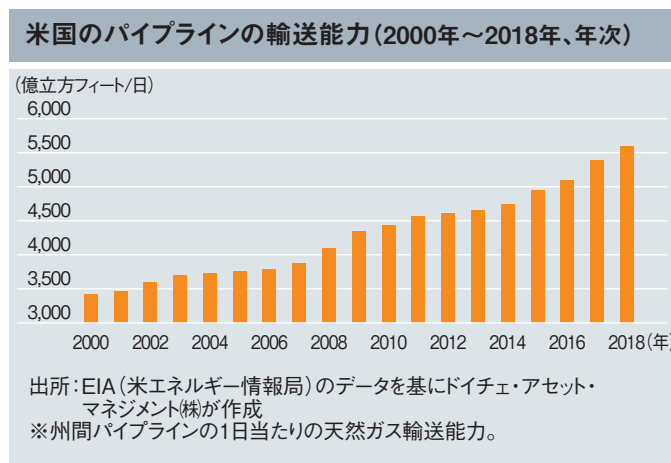


*データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

MLP投資の3つのポイント

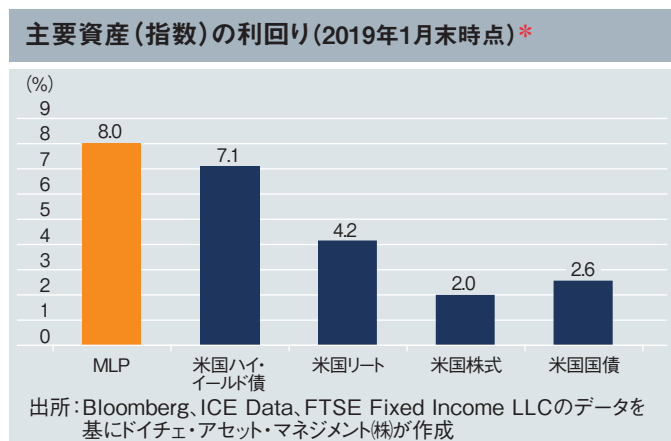
ポイント① シェール事業の拡大

米国ではパイプラインの輸送能力が年々増加しています。この背景には米国の原油、天然ガスの生産量の拡大があり、2017年にはいずれの生産量も世界第一位となりました。



ポイント② 魅力的な利回り

MLPの利回りは、収益の大半を投資家に分配するという特性や、利益成長等により、相対的に高い水準にあります。また、分配成長も期待されます。



ポイント③ 分散投資効果

MLPは他の資産との値動きの相関が低いことから、株式や債券等の資産と併せて持つことで分散投資効果が期待できます。

主要資産(指数)の年間騰落率(2008年～2018年、米ドルベース)*

年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
米国国債	13.9%	MLP 76.4%	MLP 35.9%	MLP 13.9%	米国リート 18.0%	米国株式 32.4%	米国リート 30.4%	米国リート 3.0%	MLP 18.3%	米国株式 21.8%	米国国債 0.8%
米国ハイ・イールド債	-26.1%	米国ハイ・イールド債 58.1%	米国リート 28.1%	米国国債 9.6%	米国株式 16.0%	MLP 27.6%	米国株式 13.7%	米国株式 1.4%	米国ハイ・イールド債 17.5%	米国ハイ・イールド債 7.5%	米国ハイ・イールド債 -2.3%
MLP	-36.9%	米国リート 28.6%	米国ハイ・イールド債 15.1%	米国リート 7.8%	米国ハイ・イールド債 15.5%	米国ハイ・イールド債 7.4%	米国国債 4.9%	米国国債 0.8%	米国株式 12.0%	米国リート 3.9%	米国リート -3.9%
米国株式	-37.0%	米国株式 26.5%	米国株式 15.1%	米国ハイ・イールド債 4.4%	MLP 4.8%	米国リート 2.5%	MLP 4.8%	米国ハイ・イールド債 -4.6%	米国リート 7.6%	米国国債 2.3%	米国株式 -4.4%
米国リート	-39.6%	米国国債 -3.7%	米国国債 5.8%	米国株式 2.1%	米国国債 2.0%	米国国債 -2.7%	米国ハイ・イールド債 2.5%	MLP -32.6%	米国国債 1.0%	MLP -6.5%	MLP -12.4%

出所: Bloomberg, ICE Data, FTSE Fixed Income LLCのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成

*これらのデータは前記の各指数に基づき算出したものであり、当ファンドの実際の数値とは異なります。
また、当ファンドの将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

MLPによる投資機会

●投資対象とするエネルギー関連事業は石油・ガス等の川中事業が主流です。

- ▶エネルギー関連事業は、川上(探査、開発、採掘)・川中(精製、備蓄、輸送)・川下(卸売、小売)に分類されます。
- ▶これらのうち、MLPは主に川中事業に投資します。川中事業の業績は、川上や川下に比べ資源価格や景気に左右されにくいという特性があります。

エネルギー関連事業の分類(イメージ)

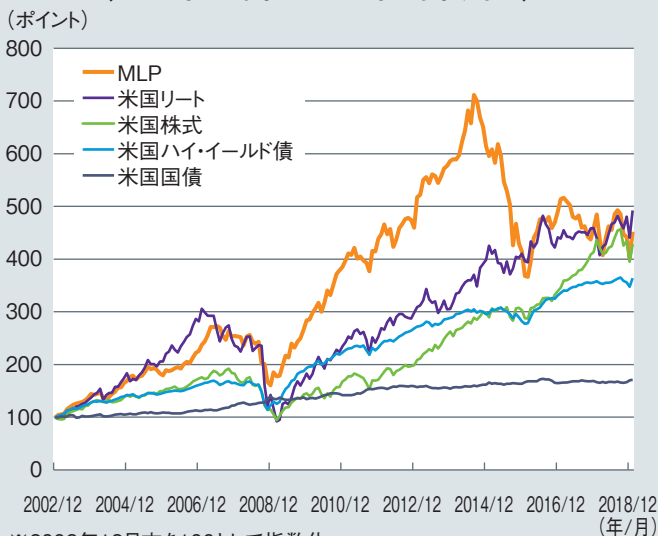


※上記はイメージ図であり、エネルギー関連事業の全てを表しているものではありません。

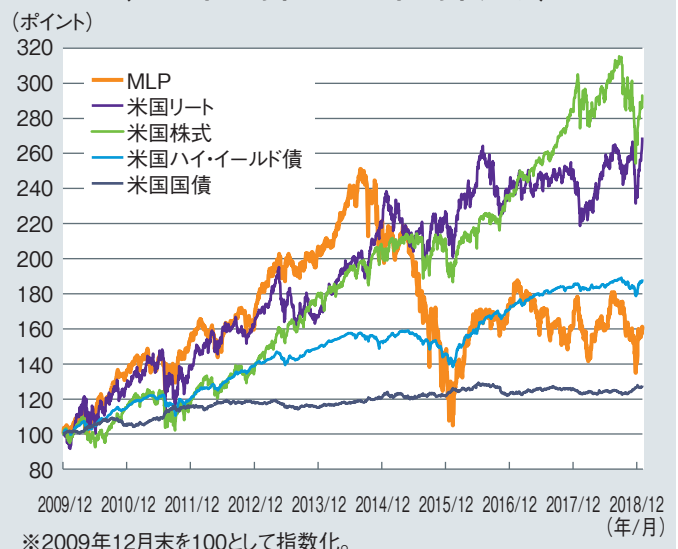
<ご参考>MLPのパフォーマンス

主要資産(指数)の推移(米ドルベース)*

(2002年12月末～2019年1月末、月次)



(2009年12月末～2019年1月末、日次)



出所:Bloomberg, ICE Data, FTSE Fixed Income LLCのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成

*これらのデータは前記の各指数に基づき算出したものであり、当ファンドの実際の数値とは異なります。

また、当ファンドの将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①MLPの価格変動リスク

MLPの多くは、エネルギーや天然資源に関連する事業を主な投資対象とするため、事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化、金利変動等の影響を受け価格が変動します。また、MLPは株式と同様に金融商品取引所等で売買されているため、市場における需給や見通し等の様々な要因で価格が変動します。これらの要因によりMLPの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

<Aコース>

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建資産に投資しますが、当該投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に対円での為替ヘッジを行うことができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、円と米ドルの金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。

<Bコース>

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建資産に投資しますので、当ファンドは、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。したがって、為替相場が米ドルに対して円高になった場合は、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④信用リスク

MLPが投資対象とする事業の収益性や資金繰り等が悪化した場合には、投資した資金の回収が困難になる可能性があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合には、MLPの価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

●当ファンドの税の取扱いに関する留意点

- 当ファンドが投資対象とする外国投資信託はMLPに投資を行います。投資から得られる（または得られるとみなされる）一定の収益または利益は、米国における連邦所得税（税率21%）、支店利益税及び州税等の課税対象となります。
- 上記の納税に備え、当該外国投資信託の管理会社では、当該外国投資信託の計理処理において、MLPの各種分配金及び値上り益に関し、一定の引当率を用いて負債を計上しており、この計理処理は当該外国投資信託の日々の基準価額に反映されます。なお、管理会社は引当率の見直しを行うことがあります。
- 当該外国投資信託は、通常、年に一度税務申告を行い、当該申告期間に対応する実際の税額を確定します。なお、管理会社が採用した引当率に基づく引当額と実際に税務申告を経て確定する税額は大きく異なることがあります。
- 上記の計理処理は、当該外国投資信託の基準価額にプラスの影響を与えることもマイナスの影響を与えることもあり、結果として当ファンドを含む当該外国投資信託の投資家に不利益をもたらすことがあります。

(注) 上記は、2019年1月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。MLPに適用される法律・税制もしくはそれらの解釈が変更された場合、または新たな法律等が適用された場合には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

- 当ファンドが実質的に投資するMLPは、エネルギーや天然資源に関連する事業を主な投資対象としています。そのため、当ファンドは特定の事業への集中投資となり、それらに関連する事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化等の影響を受けやすく、より幅広く分散投資した場合と比べて、ファンドの基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
- 各ファンドの資産規模に対して大量の購入申込み（ファンドへの資金流入）または大量の換金申込み（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<分配方針>

- ① 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
 - ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- (注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

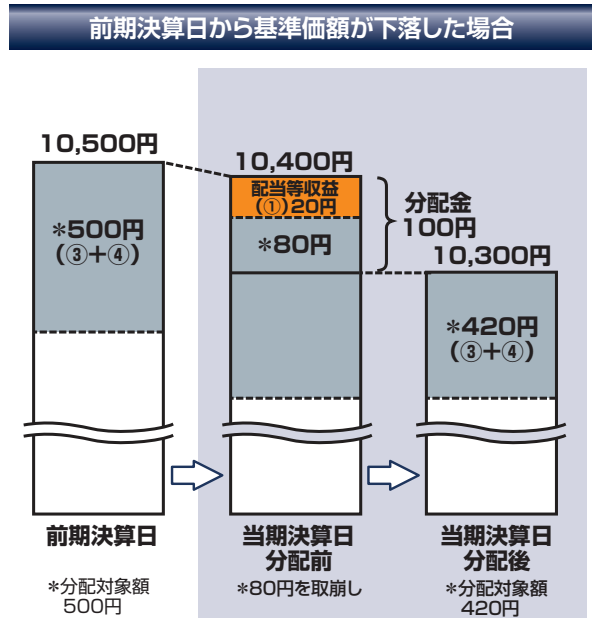
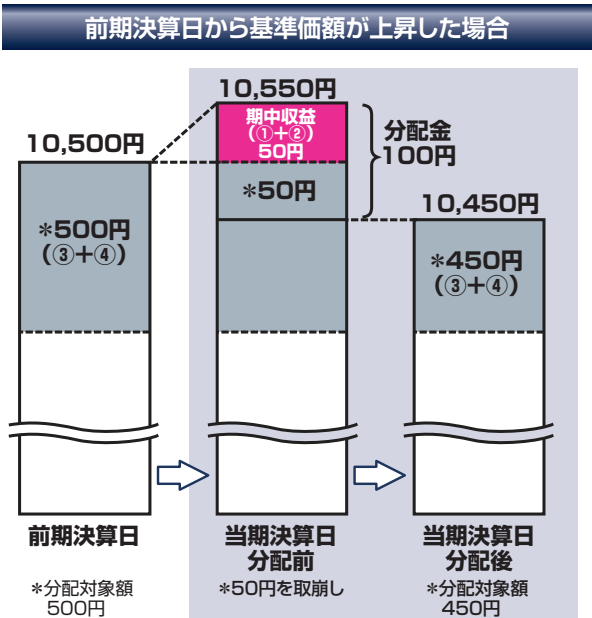
収益分配金に関する留意事項

■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



■ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

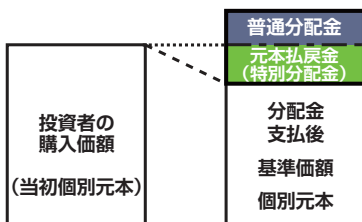


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんので留意下さい。

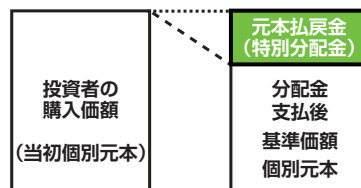
■ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

手続・手数料等

お申込みメモ

申込締切時間／ 購入・換金申込 受付不可日	原則として、販売会社の営業日の午後3時まで購入申込み・換金申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。ただし、フランクフルトの銀行休業日、ルクセンブルクの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日に該当する日には、受付を行いません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
信託期間／ 繰上償還	信託設定日(2013年12月19日)から2024年7月19日まで ただし、各ファンドについて残存口数が30億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託を終了させていただくことがあります。
決算日	年12回、原則として毎月19日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 (注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 原則として、分配時の普通分配金並びに換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 (注) 法人の場合は税制が異なります。税法が改正された場合等には上記の内容が変更されることがあります。

ファンドの費用

時期	項目	費用												
投資者が直接的に負担する費用														
購入時	購入時手数料	購入申込総金額に応じて下記手数料率を申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>購入申込総金額</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000万円未満</td> <td>3.24%*(税抜3.0%)</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上5,000万円未満</td> <td>2.16%*(税抜2.0%)</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上1億円未満</td> <td>1.08%*(税抜1.0%)</td> </tr> <tr> <td>1億円以上3億円未満</td> <td>0.54%*(税抜0.5%)</td> </tr> <tr> <td>3億円以上</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。 ※マイゲート(インターネットバンキング)または定時定額購入プラン(積立投資信託)でご購入の場合は、表記手数料率から30%優遇となります。 *消費税率が10%になった場合は、それぞれ3.3%、2.2%、1.1%、0.55%となります。 スイッチングによる購入手数料は一律1.08%*(税抜1.0%)がかかります。 *消費税率が10%になった場合は、年率1.1%となります。</p>	購入申込総金額	手数料率	3,000万円未満	3.24%*(税抜3.0%)	3,000万円以上5,000万円未満	2.16%*(税抜2.0%)	5,000万円以上1億円未満	1.08%*(税抜1.0%)	1億円以上3億円未満	0.54%*(税抜0.5%)	3億円以上	なし
		購入申込総金額	手数料率											
3,000万円未満	3.24%*(税抜3.0%)													
3,000万円以上5,000万円未満	2.16%*(税抜2.0%)													
5,000万円以上1億円未満	1.08%*(税抜1.0%)													
1億円以上3億円未満	0.54%*(税抜0.5%)													
3億円以上	なし													
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額 信託財産留保額は、ファンドを換金する受益者と引続き保有する受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、換金する受益者が負担する費用でファンドに繰り入れられるものです。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用														
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	実質的な負担 (①+②) 信託財産の純資産総額に対して年率 1.856%程度(税込) *消費税率が10%になった場合は、年率 1.8825% となります。 ①当ファンド <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分(年率、税抜)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社 0.425%</td> <td>委託した資金の運用等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社 0.850%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社 0.050%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> *消費税率が10%になった場合は、年率1.4575%となります。 配分(税抜)及び役務の内容 ②投資対象とする投資信託証券 実質年率0.425%以内	配分(年率、税抜)	役務の内容	委託会社 0.425%	委託した資金の運用等の対価	販売会社 0.850%	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価	受託会社 0.050%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価				
		配分(年率、税抜)	役務の内容											
委託会社 0.425%	委託した資金の運用等の対価													
販売会社 0.850%	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価													
受託会社 0.050%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価													
その他の費用・手数料	当ファンド及び組入ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、対円での為替ヘッジに係る報酬、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。 ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10%を上限 とします。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。 *MLPに関する租税の取扱いについては、前記「投資リスク」の「その他の留意点」をご参照下さい。													

※収益分配金を再投資する際には購入時手数料はかかりません。
※「税」とは、消費税及び地方消費税に相当する金額のことを指します。
※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他の関係法人

- 販売会社 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行 他
当ファンドの募集の取扱い等を行います。
投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社にて行います。
- 委託会社 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
信託財産の運用指図等を行います。
フリーダイヤル 0120-442-785(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
- 受託会社 株式会社りそな銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

投資信託のお申込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。

■当資料は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。■当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。また、使用しているデータについては特段注記のない限り、費用・税金等を考慮しておりません。■当資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。■投資信託は、株式、公社債等の値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。■投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。■登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。■ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。